

2023

JMRC千葉・東京ジムカーナシリーズ

共通特別規則書

公示

JAF関東地域クラブ協議会(JMRC関東)千葉県支部ジムカーナ部会及び東京支部ジムカーナ部会に賛同するクラブが主催する競技会「スピード競技ジムカーナ」は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則、スピード行事競技開催規定、JAF国内競技車両規則、2023JMRC関東ジムカーナシリーズ共通規則に従い、かつ本共通特別規則書及び各競技会特別規則書により開催される。

第1章 総 則

第1条 競技種目

四輪自動車によるジムカーナ競技

第2条 参加車両

2023年JAF国内競技車両規定第3編スピード車両規定に従っている事。

第3条 カテゴリー

(1) 参加車両は下記のグループに分類され、それぞれの適合車両は以下の通り。

グループ	適合車両
P	スピードP車両
PN	スピードPN車両
N	スピードN車両
SA	スピードSA車両
SAX	スピードSAX車両
B	スピードB車両
SC	スピードSC車両
D	スピードD車両

(2)クラスは各グループとも下記の排気量別に区分される。

クラス	参考	参加車両	適合車両(排気量・駆動方式等)
PN1	JG8	PN 車両	排気量 1600cc 以下の 2 輪駆動車。(FF・FR)
PN2	JG7		排気量 1600cc を超える 2 輪駆動車。(FF・FR)
PN3	JG6		排気量 1600cc を超え 2000cc 以下の 2 輪駆動車(FR)の内、FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録発行年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両。
PN4	JG5		PN1・PN2・PN3に該当しない車両。
PN5	JG12		排気量区分なしの 4 輪駆動車で、装着タイヤは UTQG のトレッドウェア値が 280 以上のタイヤとする。
PN6	JG13		2000ccを超える 2 輪駆動車で、装着タイヤは UTQG のトレッドウェア値が 280 以上のタイヤとする。
PN7	JG14		2000cc以下の 2 輪駆動車で、装着タイヤは UTQG のトレッドウェア値が 280 以上のタイヤとする。
NTF2		B 車両	排気量区分無しの前輪駆動車。
NTR2			排気量区分無しの後輪駆動車。
NT4			排気量区分無しの 4 輪駆動車。
NS		B 車両	排気量・駆動区分無し。競技走行中にサイドブレーキ(パークリングブレーキ)を使用した場合、当該ヒートを無効とする。(NS:ノーサイドクラス)
NSAT		B 車両	排気量・駆動区分無し AT 車両。競技走行中にサイドブレーキ(パークリングブレーキ)を使用した場合、当該ヒートを無効とする。(NS:ノーサイドクラス)
SC/D		SC/D 車両	排気量・駆動方式の区分無し。

*但し、参加者は当該主催クラブのクラブ員とする。

*上記以外のクラスを設ける場合は特別規則書に明記する事。

(P・PN・N・B・SA・SC・D グループ)

*NS、NS-AT クラスの装着タイヤは、通称 S タイヤを除く。

(JMRC千葉東京ジムカーナ部会運営委員会にて追加される場合がある)

*PN1～PN4/NT クラスの装着タイヤは以下のタイヤ規制を適用する。

(除く:PN5・PN6・PN7)(参加者がカタログ等で証明する事。)

(1)2020 年 12 月 31 日時点で、1 銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が 30 サイズ以上ラインナップを有する事、または UTQG のトレッドウェア値 200 以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤ。

(2)上記(1)の溝はトレッドウェインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されている事。

*PN5・PN6・PN7 クラスの装着タイヤは以下のタイヤ規制を適用。

(1)UTQG のトレッドウェア値 280 以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤ。

(2)上記(1)の溝はトレッドウェインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されている事。

*PNクラスは2023年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則
第2章第2条2)を適用する。

第2章 参加者及び競技運転者

第4条 参加者

参加者は本年度有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。但し、参加者を競技運転者が兼ねる場合は、この限りではない。

第5条 競技運転者

- (1)競技運転者は当該車両を運転することができる運転免許証を所持していること。
- (2)本年度有効なJAF発給の競技運転者許可証を所持していることを強く推奨する。
- (3)未成年の競技運転者は参加申込に際し、親権者の同意の署名捺印を必要とする。

第3章 参加申込受付・締切り及び拒否

第6条 参加受付

- (1)所定の参加申込書及び車両改造申告書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ参加料を添えて各主催クラブの大会事務局に申込むこと。
- (2)電話による参加申込みは受け付けない。
- (3)参加申込み締め切り後5日以内に参加申込者に対して、参加受理の諾否を通知する。

第7条 参加申込みの締切り

原則として、競技会開催日の10日前とするが、締切り日以前に参加台数、又は参加人数に達した場合はその時点で参加申込みの受付を締切る場合がある。

第8条 参加申込みの拒否

各オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。この場合の参加料は、事務手数料1,500円を差し引いて返還する。

第9条 参加料

- (1)千葉・東京ジムカーナシリーズ……1名につき11,000円
女性及び学生……………1名につき9,000円
※第1&5戦のみ…1名につき13,000円
*申込の際、学生証の写しを添付すること。(当日提示すること)
- (2)正式に参加受理した場合、参加料は返還されない。

第 10 条 競技会場受付

参加者は競技会当日受付にて、運転免許証、競技参加者許可証及び競技運転者許可証を提示すること。

第 11 条 参加台数及び参加人数

- (1)参加台数は、各競技会特別規則書に記載する。
- (2)同一車両による重複参加は3名までとする。
- (3)競技運転者は、1グループ・1クラスのみ参加が認められる。

第4章 公式車両検査

第 12 条 公式車両検査

- (1)車両検査は、各競技会のオーガナイザーの示すタイムスケジュールに従って、指定の場所で受けなければならない。
 - (2)技術委員長は、不適当と判断した個所について修正を命ずることができる
 - (3)修正を命ぜられた車両は、再車検を受けなければならない。
 - (4)技術委員長は、車両検査の時間外であっても隨時、必要に応じて競技車両の検査をすることが出来る。
 - (5)P・PN・N・B・SA・SAX 及びSC車両による参加者は、自己の車両の諸元を証明するために、車両公認書及び詳細な仕様書・カタログ等を携行し提示を求められた場合、すみやかに提示できるようにすること。(UTQG の確認はタイヤ刻印にて行う。)
 - (6)当該年度のJAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で有ること。排気音量規制に従い、排気音量をJAF測定方式により測定された音量が、B・SA・SAX グループの排気音量は 96dB 以下でなければならない。SC・D グループの排気音量は 96dB 以下(ジムカーナ部門ではエンジン回転数 6,000 回転で測定)でなければならない。尚、競技終了後、再車両検査においても、測定された音量が規制値以下でなければならない。
 - (7)ロールバーを取り付けた車両は全て、保護パットを巻くことを義務付ける。
 - (8)ヘルメットは、JAF国内競技車両規則の第4編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるか、または、証明できなければならない。
- 【注意】製造後 10 年を経過したヘルメットは、使用できない。
- (9)P・PN・N・B・SA・SAX グループに所属する車両はJAFスポーツに公示されたタイヤの使用を一切禁止する。(JAF公示 No 折-136 8/9 月号記載) 又、NTF2・NTR2・NT4クラスにおいてタイヤ規制を行う。なお対象となるタイヤに関しては、特別規則書に明記する事。安全ベルトは、JAF国内競技車両規則及び第4編付則「ラリー競技およびス

ピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従っていること。P・PN・N・B・SA・SAX グループのターボタイマー装着車は、競技中いかなる場合にもタイマーが作動しないよう結線解除等の処置をしなければならない。車両検査を受けない車両及びその結果が不適当と判断された車両は出走出来ない。車両に関しての疑義の最終判断は、各競技会技術委員長が決定する。

第 13 条 再車両検査

- (1)競技終了後、入賞車両は再車検を行う。なお、その場合にかかった費用は全て参加者の負担とする。また、その参加者は必ず立ち会う事。
- (2)車両検査含め再車検を拒否又は受けなかった場合は失格とする。

第5章 車両変更及び競技運転者の変更

第 14 条 車両及び競技運転者の変更

- (1) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情が有る場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
* 車両変更は同一グループ、同一クラスで有ること。
* 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。
- (2) 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。

第6章 ゼッケン

第 15 条 ゼッケン

- (1)ゼッケンは、オーガナイザーの指定したものを使用し、指定された位置に正しく貼り付ける。
- (2)ゼッケンは、全周をテープングすること。
- (3)ゼッケン番号はオーガナイザーが決定し、これに対する特別な要求は受けない。

第7章 慣熟歩行及び走行

第 16 条 慣熟歩行及び走行

- (1)慣熟歩行は、原則として行い、ヒートごとに行う。
- (2)競技会によっては、慣熟走行を行う場合もある。
- (3)慣熟走行は車両検査に合格した車両で行う。
- (4)慣熟走行は、競技運転者1人で行う。

第8章 競技

第17条 スタート

- (1)スタート方法はランニングスタートとする。
- (2)スタートラインと計測ラインの距離は5m以内とする。
- (3)スタートとフィニッシュの光電管の高さは同一に設定する。
- (4)スタート合図は、日章旗又はクラブ旗を用いるが、信号灯を使用する場合は、グリーンランプがスタート合図となる。
- (5)詳細は、各競技会特別規則書に記載する。

第18条 競技

- (1)原則として、ゼッケン番号順に競技を行う。
- (2)競技は2回行い、ベストタイムが成績となる。
- (3)天候又はコースコンディションにより、1回の走行のみで打ち切る場合もある。

第19条 計時

- (1)計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終コントロールラインを横切った時に終了する。
- (2)計測は、自動計測器又は2個以上のストップウォッチを使用し1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測器の故障が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

第20条 信号合図

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 日章旗、クラブ旗又はグリーンランプ | ……競技スタート |
| 黄旗 | ……………パイロン移動、転倒、脱輪
(真横又は真上に静止して掲示) |
| 黒旗 | ……………ミスコース |
| 赤旗又はレッドランプ | ……………危険有停止せよ |
| 緑旗 | ……………コースクリア |
| チェックマーク旗 | ……………競技ゴールイン |

第21条 順位決定

- (1)順位は、原則として2回の走行タイム(ペナルティ加算)の内、ベストタイムを取り、短いタイムを記録した者を上位とする。(その他の順位決定は特別規則書に記載する。)
- (2)同タイムの者が複数の場合は、次の通り順位を決定する。
 - (I)セカンドタイムの短い者
 - (II)排気量の小さい順
 - (III)競技会審査委員会の決定による。

第9章 罰則及び失格規定

第 22 条 罰則規定

- (1)反則スタートは、10秒を走行タイムに加算する。
- (2)パイロンの接触は、1回につき5秒を加算する。
- (3)最終コントロールラインを車両の全てが通過するまで、パイロンの接触の対象となる。但し、特別規則書に定められている場合、この限りではない。
- (4)フィニッシュ後、完全停止を行なわせる場合は公式通知によって明示する事。
- (5)NSクラスは競技走行中にサイドブレーキ(パーキングブレーキ)を使用した場合、当該ヒートを無効とする。

第 23 条 失格規定

次の行為をした時、参加者及び競技運転者は当該競技会を失格とする。

- (1)競技役員の重大な指示に従わなかった場合。
- (2)不正行為をした場合。
- (3)コースアウト等で当人以外に損害を与えた場合。
- (4)車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に、技術委員長の承認を得ずに競技車両を変更、改造をした場合。
- (5)競技車両を競技会中に競技長の承認を得ずに競技会場より搬出した場合。
- (6)次の行為をした時、参加者及び競技運転者はその回の競技を無効とする。
 - (I)スタート時刻までにスタート位置につかない場合
 - (II)スタート合図後10秒経過してもスタートしない場合
 - (III)ミスコースと判定された場合。但し、判定される前にミスコースに気付き、直ちに後退で車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。

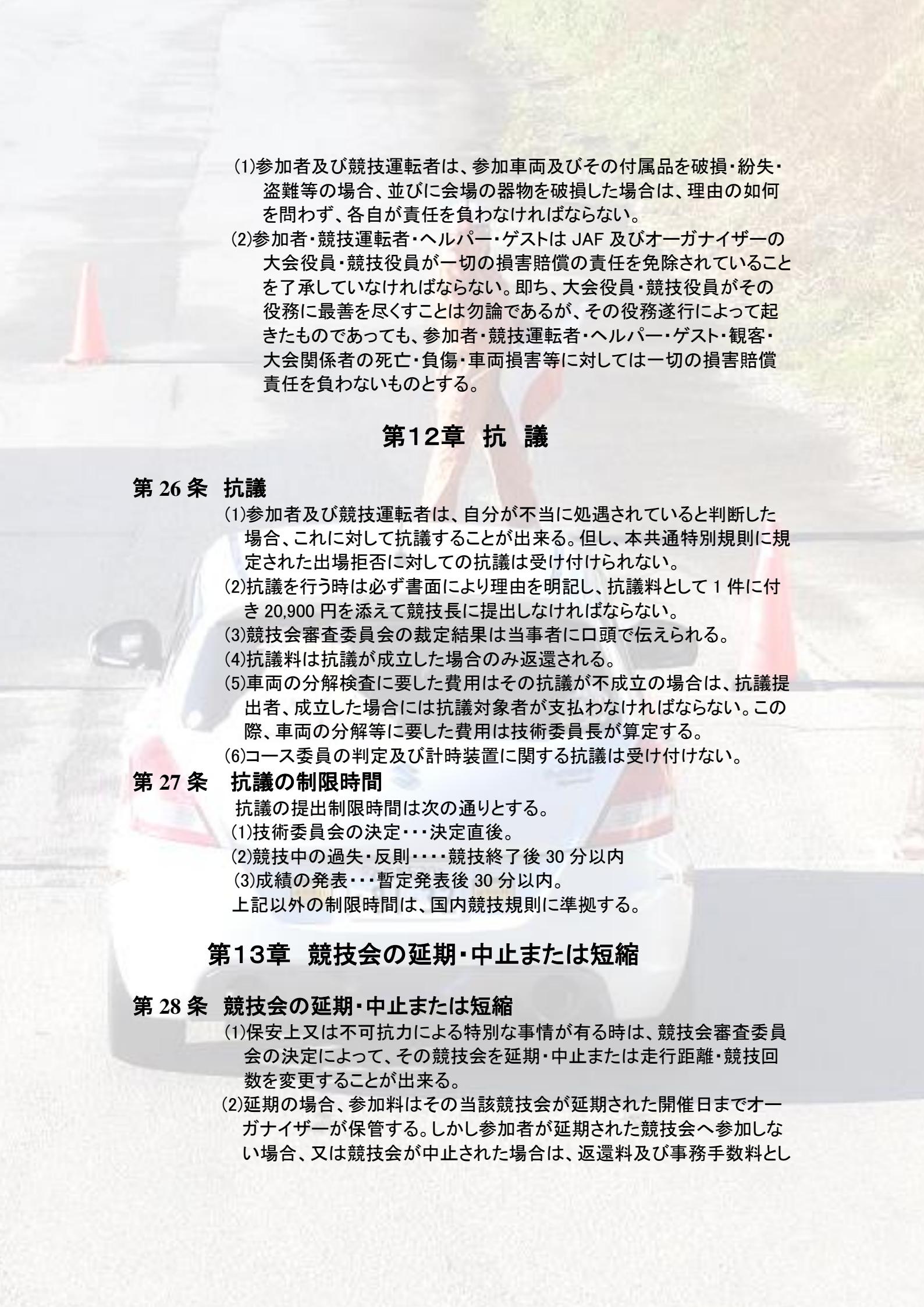
第10章 棄 権

第 24 条 棄権

競技運転者が途中で競技を中止する場合は明確に意思表示を行い、その旨競技役員に申し出なければならない。

第11章 損害の補償

第 25 条 損害の補償

- 
- (1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品を破損・紛失・盗難等の場合、並びに会場の器物を破損した場合は、理由の如何を問わず、各自が責任を負わなければならない。
- (2) 参加者・競技運転者・ヘルパー・ゲストは JAF 及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していかなければならない。即ち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行によって起きたものであっても、参加者・競技運転者・ヘルパー・ゲスト・観客・大会関係者の死亡・負傷・車両損害等に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第12章 抗議

第 26 条 抗議

- (1) 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することが出来る。但し、本共通特別規則に規定された出場拒否に対する抗議は受け付けられない。
- (2) 抗議を行う時は必ず書面により理由を明記し、抗議料として 1 件につき 20,900 円を添えて競技長に提出しなければならない。
- (3) 競技会審査委員会の裁定結果は当事者に口頭で伝えられる。
- (4) 抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。
- (5) 車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は、抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定する。
- (6) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第 27 条 抗議の制限時間

抗議の提出制限時間は次の通りとする。

- (1) 技術委員会の決定…決定直後。
- (2) 競技中の過失・反則…競技終了後 30 分以内
- (3) 成績の発表…暫定発表後 30 分以内。
- 上記以外の制限時間は、国内競技規則に準拠する。

第13章 競技会の延期・中止または短縮

第 28 条 競技会の延期・中止または短縮

- (1) 保安上又は不可抗力による特別な事情が有る時は、競技会審査委員会の決定によって、その競技会を延期・中止または走行距離・競技回数を変更することが出来る。
- (2) 延期の場合、参加料はその当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。しかし参加者が延期された競技会へ参加しない場合、又は競技会が中止された場合は、返還料及び事務手数料とし

てオーガナイザーが決定した金額を差し引いて返還される。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第14章 参加者及び競技運転者の遵守事項

第29条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする場合がある。

- (1)全ての参加者は本共通規則に記載されている誓約の事項に従い、明朗かつ公正に行動し、言葉を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- (2)競技中、又は競技に関係する業務についている時は、薬品等により精神状態をつくろったり、飲酒したりしてはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
- (3)オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- (4)パドック内は最徐行で走行し、特に如何なる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。また、エンジン始動中のジャッキアップも禁止する。
- (5)慣熟走行を含み、競技中はヘルメット・安全ベルトを着用し、運転席窓は全閉のこと。
- (6)慣熟走行を含み、競技中はレーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブを着用することが望ましいが、一般に不快感を与えない長袖・長ズボン・運動靴・孔の開いていない皮製、又は耐炎性のグローブを着用する事。
- (7)有効な自動車検査証を有さない競技車両は、各競技会場まで必ずトラック積載にて搬入すること。如何なる場合もトレッカー・レッカー車・牽引ロープ等による搬入は認めない。
- (8)参加者・競技運転者及び観戦者は、「JAF 国内スピード行事競技コースの公認に関する規定」に従い、競技中如何なる場合も主催者が指定した場所以外の立ち入りを禁止する。

第15章 賞典

第30条 賞典

賞典については、各競技会特別規則書に記載する。

第16章 シリーズ戦規定

JMRC 関東千葉支部ジムカーナ部会及び東京支部ジムカーナ部会は 2023 年シリーズ規定を以下の通り制定する。

第 31 条 シリーズ名称

JMRC 千葉・東京ジムカーナシリーズ(全 6 戦)

第 32 条 参加資格制限

JMRC 千葉・東京ジムカーナシリーズには参加資格制限は設けない。

但し、主催者が不適格と判断した選手は参加できない。

(上記部門の参加資格制限に抵触する虚偽の申告が発覚した場合、
その者が当該年度に取得したシリーズ戦の得点は全て無効とする。)

第 33 条 シリーズ戦の成立

(1)各競技会において、各クラスの参加台数が 2 台に満たない場合は、
不成立とする。(参加台数は参加申し込み台数とする。)

(2)各クラスの成立が年間を通じて 50%に満たなかった場合は、
不成立とする。

第 34 条 得点

各部門各クラスに下記の得点を与える。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

各クラスが 10 台に満たなくても上位の得点から与える。

第 35 条 有効得点

2023JMRC 千葉・東京ジムカーナシリーズ全 6 戦中上位 4 戦

上記各シリーズ戦の得点合計を有効得点とし、シリーズ戦順位を決定する。各シリーズ戦に於いては、同一クラスで 3 戦以上の参加がない場合、得点は無効となる。

第 36 条 得点の合計

シリーズ戦に出場して得た各得点のうちから、高得点を獲得した有効得点を合計して行う。出場回数が 5 戦に満たない場合は、出場した競技会全ての得点を合計する。但し、SC/D クラスに関しては前年度シリーズチャンピオンのみポイントは与えられない。

第 37 条 シリーズ戦順位

有効得点合計後、同得点となった場合の順位決定は下記の通りとする。

(1)高得点の獲得回数の多い者。

(2)より最終戦に近い獲得有効得点の高い者。

(3)JMRC 関東千葉支部ジムカーナ部会及び東京支部ジムカーナ部会において審議決定。

第 38 条 シリーズ表彰

表彰は各クラスの平均参加台数 30%とする。但し、上位 6 位までを限度とする。

第39条 シリーズ戦日程及び主催者(イベント問い合わせ先)

シリーズ 開催日	主 催 者・連 絡 先
第1戦 4月2日	習志野レーシングクラブ(Narashino) 〒274-8799 船橋東郵便局 私書箱31号 TEL:090-1611-3407(ホシ) E-MAIL: HOCYOG3@YAHOO.CO.JP
第2戦 5月21日	トヨタ・モータースポーツ・クラブ (TMSC) 〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-18 トヨタ九段ビル B1 TEL:03-3221-9950 FAX:03-3221-9924
第3戦 6月18日	習志野レーシングクラブ(Narashino) 〒274-8799 船橋東郵便局 私書箱31号 TEL:090-1611-3407(ホシ) E-MAIL: HOCYOG3@YAHOO.CO.JP
第4戦 7月23日	チーム. ワン. ポイント(T1P & SPHERE) 〒341-0003 埼玉県三郷市彦成 3-10-10-310 TEL:048-950-1510 FAX:048-950-1510
第5戦 9月10日	習志野レーシングクラブ(Narashino) 〒274-8799 船橋東郵便局 私書箱31号 TEL:090-1611-3407(ホシ) E-MAIL: HOCYOG3@YAHOO.CO.JP
第6戦 10月15日	スフィア. コンペティション. クラブ (SPHERE) 〒114-0034 東京都北区上十条 3-28-3 TEL:03-3906-6111 FAX:03-3906-6112
フェスティバル 12月3日	JMRC千葉ジムカーナ部会 〒274-0068 千葉県船橋市大穴北 1-20-28 FANTASY(片山誠司) TEL:090-1842-2874

* 習志野レーシングクラブの連絡先が代わっています。ご注意ください。